

令和9・10年度

日向市における建設工事の入札参加資格審査基準

日向市 総務部 総務課

※赤字の部分は、今回の定期認定にあたり加筆修正した部分です。

《 目 次 》

I	資格審査申請及び認定に関する事項	4
II	等級格付に関する事項	
1	経営事項評価数値	6
2	技術等評価数値（市評価数値）	7
(1)	市工事による評価	
①	市工事の工事成績	7
②	市工事の施工実績	8
(2)	技術力・経営力による評価	
①	技術者の継続雇用状況	9
②	研修会等の受講	10
③	建設機材の保有状況（舗装工事のみ対象）	11
(3)	社会貢献、地域貢献に関する評価	
■	社会貢献度による評価	
①	障がい者の雇用状況	11
②	若年者の雇用状況	12
③	表彰受賞経歴	12
④	「女性の職業生活における活躍の推進」に関する取組状況	13
⑤	次代の社会を担う子どもが健やかに生育される環境整備への取組状況	13
⑥	建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入状況	13
⑦	不当要求防止責任者講習の受講	14
■	地域貢献度による評価	
①	災害時支援協定の締結状況	14
②	緊急時における年間待機業務委託契約の締結状況	14
③	国、県、市町村又は公益団体が主催する地域貢献活動への参加状況	14
④	自社での独自地域貢献活動の実施状況	15
⑤	消防団活動の実施状況	15
⑥	保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況	15
⑦	「認知症の人に優しいお店・事業所」の認定状況	15

(4) ペナルティ	
① 市の指名停止歴	16
② 建設業法に基づく監督処分等歴	16
③ 市の入札参加資格取消	16
3 等級要件	
(1) 技術者要件	17
(2) 完工高要件	18
(3) 特定建設業許可要件	18
(4) 昇級要件	18
4 その他	
(1) 準市内業者に対する技術等評価方法	18

I 資格審査申請及び認定に関する事項

- (1) 資格認定日 令和9年4月1日
- (2) 受付期間 令和8年11月4日(水)～令和8年11月30日(月)
- (3) 有効期間 令和9年4月1日～令和11年3月31日(2年間)
- (4) 主な入札参加資格
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ② 市税(全税目)及び国税(消費税及び地方消費税)に未納がないこと。
 - ③ 申請する業種にかかる経営事項審査を受けていること。
 - ④ 個人住民税に係る特別徴収を実施していること。ただし、次の要件に該当するものを除く。
 - ア 個人住民税の特別徴収義務の無いもの
 - イ 宮崎県内に事業所(支店又は営業所等を含む。)が無いもの
 - ⑤ 社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入しており、一定期間内の保険料等に未納がないこと。ただし、加入義務のないものを除く。
 - ⑥ 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者)が**暴力団等**(日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第5号に規定するものをいう)でないこと。
- ※暴力団等とは、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくたった日から5年を経過しない者をいう。)又は暴力団密接関係者(暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものをいう。)をいいます。
- (5) 格付対象業種 土木一式・建築一式・電気・管・舗装・水道施設
- (6) 等級区分数 土木一式・建築一式 4等級(A～D等級)
舗装 3等級(A～C等級)
電気・管・水道施設 2等級(A・B等級)
- (7) 地域区分 市 内：市内に**建設業法上の主たる営業所**を有する業者
準市内：市内に建設業法上の**従たる営業所**を有する業者で、**当該営業所に日向市との契約締結を委任しているもの。**
市 外：市内に建設業法上の営業所を有しない業者

※契約締結の委任を受ける営業所は、当該営業所で特定業種を受注することについて建設業法上の許可が必要です。

(8) 等級格付の方法

市 内：総合数値と等級要件により決定

$$\rightarrow \boxed{\text{経営事項評価数値}} + \boxed{\text{技術等評価数値 (市評価数値)}}$$

※総合数値が高くても、必要な等級要件を満たしていない場合は下位に格付となります。

準市内：市内等級基準値に準じて決定（ただし、等級要件あり）

市 外：格付対象外

(9) 情報の公表

[格付基準] 総務部総務課において閲覧及びホームページに掲載します。

[審査結果] 等級・総合数値等について本人通知を行います。有資格業者名簿については、資格認定日から総務課での閲覧及びホームページ掲載を行います。

(10) その他

- ① 1つの会社で本店と支店等のように複数の営業所について入札参加資格審査の申請を行うことが可能です。この場合、「①競争入札参加資格審査申請書【建築工事】」を申請する営業所の数だけ作成してください。この申請書以外の添付書類については申請する営業所の数にかかわらず、1部でかまいません。
- ② 本店又は支店等の営業所が入札参加資格審査の申請を行うことができる業種は、契約を締結する金額にかかわらず、当該本店又は支店等の営業所で登録されている業種に限ります。
- ③ 本店及び支店等で同じ業種を申請することはできません。

Ⅱ 等級格付に関する事項

1 経営事項評価数値

基準日が下記の期間内にある総合評定値通知書（経営審査結果通知書）の総合評定値（P点）を加点します。

<対象期間> 令和7年7月1日～令和8年6月30日

- ・決算期の変更等で対象期間内に2回以上の審査基準日がある場合は、対象期間内にある総合評定値のうち、最新のものを採用します。
- ・申請書の提出時点で、総合評定値通知書がない場合は、経営事項審査申請書の1枚目の写し（宮崎県知事許可業者は、受付印のあるものに限る。）を提出してください。なお、令和9年2月26日（金）までに、上記対象期間内を基準日とする総合評定値通知書を提出できない場合には、総合評定値を加点することができません。
- ・合併時等の取扱いは、お問合せください。

2 技術等評価数値（市評価数値）

（1）市工事による評価

① 市工事の工事成績

対象期間内に完了検査を受けた対象工事成績の平均値（**小数点以下四捨五入**）に応じ、下表の計算方法により得られた評価点を加点（減点）します。

成績の平均値	評価点（小数点以下切上）
75点超	$(\text{成績の平均値} - 75) \times 5 + 45$
65点以上75点以下	$(\text{成績の平均値} - 65) \times 2 + 25$
65点未満	$(\text{成績の平均値} - 65) \times 5 + 25$

<対象工事> 当初の請負契約金額が100万円以上の工事。ただし、次の場合を除く。

- ・日向市工事成績評定要領で評定を省略できると定める工事
- ・広域連合発注案件

<対象期間> **令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）**

○評価点早見表

↓みなし平均値

成績	58	59	60	61	62	63	64	65	66
評価点	-10	-5	0	5	10	15	20	25	27

成績	67	68	69	70	71	72	73	74	75
評価点	29	31	33	35	37	39	41	43	45

成績	76	77	78	79	80	81	82	83	84
評価点	50	55	60	65	70	75	80	85	90

- ・対象期間内に完了検査を受けた対象工事成績がない場合は、成績の平均値を65点とみなし25点を加点します。
- ・**特定建設共同企業体としての成績は、各構成員の対象工事成績に加えます。**
- ・**加点の限度** 経営事項評価数値×5%+25（**小数点以下切り上げ**）
- ・**減点の限度** 市工事施工実績点数

② 市工事の施工実績

対象期間内に完了検査を受けた対象工事の施工実績（年間平均請負額）に応じた評価点を加点します。ただし、特定建設共同企業体での実績は、出資割合に応じた額とします。

<点数> 最大35点（下表のとおり。）

<対象工事> 当初の請負契約金額が100万円以上の工事（広域連合発注案件を除く。）

<対象期間> 土木一式 … 令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
土木一式以外 … 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

市工事の施工実績（年間平均請負金額）					評価点数
		～	0	千円未満	0
0	千円以上	～	2,500	千円未満	10
2,500	千円以上	～	5,000	千円未満	11
5,000	千円以上	～	7,500	千円未満	12
7,500	千円以上	～	10,000	千円未満	13
10,000	千円以上	～	12,500	千円未満	14
12,500	千円以上	～	15,000	千円未満	15
15,000	千円以上	～	17,500	千円未満	16
17,500	千円以上	～	20,000	千円未満	17
20,000	千円以上	～	22,500	千円未満	18
22,500	千円以上	～	25,000	千円未満	19
25,000	千円以上	～	27,500	千円未満	20
27,500	千円以上	～	30,000	千円未満	21
30,000	千円以上	～	35,000	千円未満	22
35,000	千円以上	～	40,000	千円未満	23
40,000	千円以上	～	45,000	千円未満	24
45,000	千円以上	～	50,000	千円未満	25
50,000	千円以上	～	60,000	千円未満	26
60,000	千円以上	～	70,000	千円未満	27
70,000	千円以上	～	80,000	千円未満	28
80,000	千円以上	～	90,000	千円未満	29
90,000	千円以上	～	100,000	千円未満	30
100,000	千円以上	～	150,000	千円未満	31
150,000	千円以上	～	200,000	千円未満	32
200,000	千円以上	～	250,000	千円未満	33
250,000	千円以上	～	300,000	千円未満	34
300,000	千円以上	～		千円未満	35

(2) 技術力・経営力による評価

① 技術者の継続在籍状況

令和8年10月31日時点において、6か月以上継続して在籍している有資格技術者の資格の種類・在籍人数に応じて評価点を加点します。

また、加点対象とされた技術者が女性である場合は、上乗せで評価点を加点します。

<点数> 基本点 最大50点（下表のとおり）
 上乗せ加点 最大10点（1人あたり2点）

土木一式	建築一式	評価点
一級土木施工管理技士	一級建築施工管理技士	5
一級建設機械施工管理技士	一級建築士	
技術士 *注1		
一級土木施工管理技士補	一級建築施工管理技士補	3
一級建設機械施工管理技士補		
二級土木施工管理技士（土木）	二級建築施工管理技士（建築）	2
二級建設機械施工管理技士	二級建築士	
電気	管	評価点
一級電気工事施工管理技士	一級管工事施工管理技士	5
第一種電気工事士	一級技能士 *注1	
技術士 *注1	技術士 *注1	
一級電気工事施工管理技士補	一級管工事施工管理技士補	3
二級電気工事施工管理技士	二級管工事施工管理技士	
第二種電気工事士 *注3	給水装置工事主任技術者 *注2	2
電気主任技術者 *注4	二級技能士 *注1, 3	
建築設備士 *注2	建築設備士 *注2	
一級計装士 *注2	一級計装士 *注2	
舗装	水道施設	評価点
一級土木施工管理技士	一級土木施工管理技士	5
一級建設機械施工管理技士	技術士 *注1	
一級舗装施工管理技術者		
技術士 *注1		2
二級土木施工管理技士（土木）	二級土木施工管理技士（土木）	
二級建設機械施工管理技士	二級土木施工管理技士（土木以外） *注4	
二級舗装施工管技術者		

*注1 各業種に対応する技術士の各部門・各科目、及び管工事の技能士の検定職種は、建設業法の専任技術者の資格要件と同一とします。

*注2 令和8年10月31日時点で、資格取得後1年以上の実務経験を有すること。

*注3 令和8年10月31日時点で、資格取得後3年以上の実務経験を有すること。

*注4 令和8年10月31日時点で、資格取得後5年以上の実務経験を有すること。

《技術者としての認定に必要な条件》 代表者はア・イにかかわらず加点できます。

ア 法人または従業員5人以上の個人事業所の場合（社会保険の加入義務がある事業所）
全国健康保険協会の運営する健康保険の被保険者、組合管掌健康保険の被保険者又は建設国保等の国保組合の組合員（扶養家族は除く。）であり（後期高齢者医療の被保険者については源泉徴収を受けている者）、かつ、雇用開始年月日が令和8年5月1日以前の者であること。

※被扶養者や社会保険等の未加入者については、加点対象となりません。

※国民健康保険の加入者は、加点対象となりません。

イ 従業員4人以下の個人事業所の場合

専従者又は事業主から6か月以上継続して源泉徴収を受けている者であること。

《注意事項》

- ・ 1人の技術者が、違う業種で複数の資格を持っている場合は、それぞれの業種で加点します。同一業種内で複数の資格を持っている場合は、点数の高い方の資格のみを加点します。
- ・ 代表者・役員を含みます。

② 研修会等の受講

対象期間内にある研修会等の参加実績に応じて、評価点を加点します。

<点 数> 最大10点（1人1講座あたり1点）

※「1人が10講座受講で10点」、「1講座を10人が受講して10点」のいずれの場合でも可です。

《認定条件》

- ・ 代表者・役員を含みます。
- ・ 令和8年10月31日時点において、6か月以上継続して在籍している者
- ・ 令和6年11月1日から令和8年10月31日に受講した者
- ・ その他の認定に必要な条件は、「① 技術者の継続雇用状況」の認定要件と同じです。

<主催または実施主体>

(公財) 宮崎県建設技術推進機構	(一社) 宮崎県建設業協会
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	宮崎県土木施工管理技士会
宮崎県職業能力開発協会	宮崎県管工事協同組合連合会
(一社) 宮崎県建築業協会	(一社) 宮崎県電業協会
宮崎県森林土木協会	宮崎県舗装協会
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	宮崎県農村振興技術連盟
(一財) 宮崎県建築住宅センター	
(一社) 宮崎県建築士会	

※上記以外の期間の研修会・講習会等は対象となりません。

※上記機関の下部団体（〇〇協会〇〇支部等）が開催した研修会等は対象となりません。

※カルチャー講座等、趣味の範囲のものは対象となりません。

③ 建設機材の保有状況（舗装工事のみ対象）

令和8年10月31日時点で、舗装工事用の建設機材を所有又は長期リースしている場合、対象機種に応じて評価点を加点します。

<点数> 1機種10点：最大40点

<対象機種>

機種	規格
アスファルトフィニッシャー	舗装幅 3.0m以上
マカダムローラ *注1	質量 10t以上
タイヤローラ *注1	質量 8t以上
モータグレーダ *注1	ブレード長 3.1m以上

*注1 アスファルトフィニッシャーを所有又は長期リースしている場合のみ加点対象。

- ・令和8年10月31日時点で1年以上継続して所有権を有していること又は3年以上のリース契約を締結していることが確認できる書類の提出が必要です。
(所有の場合…売買契約書や譲渡証明書など リースの場合…リース契約書などの写し)
- ・アスファルトフィニッシャーを除く3機種については、令和8年10月31日時点で有効な特定自主検査を受けていることが必要です（特定自主検査記録表の写しの提出が必要）。

(3) 社会貢献、地域貢献に関する評価

■社会貢献度による評価

① 障がい者の雇用状況

令和8年10月31日時点で雇用している障がい者の雇用状況に応じて、評価点を加点します。ただし、法定雇用義務のある事業所については、法定の雇用障がい者数を超える障がい者についてのみ、加点します（現在の民間企業の法定雇用率2.7%と、建設業に認められる除外率（一定割合の控除）10%で算出すると、建設業で雇用義務が発生するのは概ね従業員42人以上の事業所となります。詳細については、公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。）。

<点数> 最大20点：雇用している障がい者1人につき、下表により加点。雇用障がい者数の算定方法は障害者雇用率制度に従います。

雇用期間	加点
2年以上	10点
1年以上2年未満	8点
6月以上1年未満	5点

《認定条件》

- ・代表者・役員は除きます。
- ・令和8年5月1日以前に、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも可）の交付を受けている者が対象となります。なお、申請時には、本人同意の上で、写しの提出が必要です。
- ・雇用期間は、雇用保険の資格取得日から起算する。

② 若年者の雇用状況

令和8年10月31日時点で、6か月以上継続して雇用している35歳以下の若年者の雇用人数に応じて評価点を加算します（雇用保険被保険者証がない者は評価されません）。

<点数> 1人5点：最大20点

≪認定条件≫

- ・代表者・役員は除きます。
- ・事務職員でも可。
- ・令和8年10月31日時点で、35歳以下の者が対象となります。

③ 表彰受賞経歴

令和6年11月1日から令和8年10月31日までに、会社として受けた表彰、顕彰等の数に応じて評価点を加算します。

<点数> 1件5点：最大10点

対象となる表彰	表彰者
建設雇用改善優良事業所表彰	厚生労働大臣・知事
中小企業退職金共済制度普及協力表彰	(独)労働者退職金共済機構理事長
建設業退職金共済制度普及協力表彰	(独)労働者退職金共済機構理事長
建設工事等指定統計調査表彰	国土交通大臣
経営合理化等表彰	(一社)全国建設業協会会長
労働災害防止活動表彰	建設業労働災害防止協会会長
地域環境保全功労者表彰	知事
交通安全表彰	県警察本部長、署長 九州管区警察局局长、警察庁長官
職場安全等表彰	宮崎労働局長
電気保安功労者表彰	経済産業大臣
交通安全功労者表彰	内閣府特命担当大臣・知事
赤十字事業感謝状	日本赤十字社社長、支部長等 厚生労働大臣

④ 「女性の職業生活における活躍の推進」に関する取組状況

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」による、一般事業主行動計画の提出及び同法による基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）について評価点を加点します。

<点数> 最大10点

加 点 事 由	加 点
一般事業主行動計画の提出 *注1	5 点
基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）	5 点

*注1 提出が努力義務の事業者（従業員が100人以下）の会社のみ加点されます。

- ・一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している場合は、当該策定・変更届の控えの写し（労働局の受付印が押印されたもの）を提出してください。
- ・基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）を受けている申請者は、労働局が発行した認定通知書の写しを提出してください。

⑤ 次代の社会を担う子どもが健やかに生育される環境整備への取組状況

「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」による一般事業主行動計画の提出及び同法による基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）について評価点を加点します。

<点数> 最大10点

加 点 事 由	加 点
一般事業主行動計画の提出 *注1	5 点
基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）	5 点

*注1 提出が努力義務の事業者（従業員が100人以下）の会社のみ加点されます。

- ・一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している場合は、当該策定・変更届の控え（労働局の受付印が押印されたもの）の写しを提出してください。
- ・基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）を受けている申請者は、労働局が発行した認定通知書の写しを提出してください。

⑥ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入状況

令和8年10月31日時点で、建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者として登録されている場合、5点を加点します。

ただし、これから登録新申請する場合で、令和8年10月31日時点で登録が完了していない場合は、入札参加資格申請書の提出時にCCUSの登録申請書（インターネット申請の場合は、申請終了の通知メール）の写しを添付し、登録完了後、令和9年2月26日までに登録完了通知（メール又ははがき）の写しを提出すること。

⑦ 不当要求防止責任者講習の受講

(公財)宮崎県暴力追放センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した場合5点を加点します。

≪認定条件≫

- ・令和8年10月31日時点で、1年以上継続して在籍している職員が受講すること
- ・令和6年11月1日から令和8年10月31日までに受講した講習であること
 - ※ 受講修了証の事業所名が申請者と異なる場合、加点となりません。
 - ※ 対象期間内に複数回受講しても一律5点となります。
- ・その他の認定に必要な条件は、「① 技術者の継続雇用状況」の要件と同じです。

【不当要求防止責任者講習とは】

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条の規定に基づき（公財）宮崎県暴力追放センターが実施する、暴力団からの不当要求防止に関する講習のことです。

受講するためには、まず事務所で「不当要求防止責任者」を選任し、管轄の警察署へ届け出る必要があります。（届出後にセンターより受講案内が届きます。）

詳しくは、宮崎県警察本部又は日向警察署刑事第二課へご相談ください。

■地域貢献度による評価

令和6年11月1日から令和8年10月31日までに実施した地域貢献活動に応じて評価点を加点します。

<点数> 最大50点

- ① 市と災害時支援協定を結んでいるもの（5点）
- ② 市と緊急時における年間待機業務委託契約を結んでいるもの（10点）
*「配水及び給水管修理工事等の待機業務委託」
- ③ 国、県、市町村又は公益団体が主催する地域貢献活動（上記①及び②に基づいて行ったものを除く。）への参加（1回2点：最大10点）

*公益団体とは、公益を目的とした事業を実施する団体で、法令に基づき設立された団体及び建設業に関連のある任意団体とします。

*実施主体からの参加要請を受けて、会社として対応した活動に限ります（代表者や職員が個人的に実施・参加した活動は対象外です。）。

*評価の対象となるのは無償のボランティア活動です。ただし、国、県又は公益団体との協定に基づいて行ったものについては、無償であればボランティア活動として認定します。

④ 自社で独自に行った地域貢献活動（1回1点：最大2点）

*会社として無償で役務の提供を行うボランティア活動を対象とします。単なる寄付行為は該当しません。

⑤ 消防団活動（1人最大5点：最大15点）

*対象者のうち、日向市消防団員に任命されている者について、消防団勤続年数により下表のとおり加点します。合計点に小数点以下の端数が出た場合、小数点以下は切上げとします。

《対象者》

- ・代表者・役員を含みます。
- ・令和8年10月31日時点で6か月以上継続して雇用されている従業員については、「① 技術者の継続雇用状況」の認定要件と同じです。

勤続年数	加点(1人)
10年以上	5.0点
9年以上10年未満	4.5点
8年以上9年未満	4.0点
7年以上8年未満	3.5点
6年以上7年未満	3.0点
5年以上6年未満	2.5点
4年以上5年未満	2.0点
3年以上4年未満	1.5点
2年以上3年未満	1.0点
2年未満	0.5点

⑥ 保護観察対象者等の協力雇用主として登録等しているもの（最大10点）

*令和8年10月31日現在において、保護観察対象者等の協力雇用主として登録している者に2点加点します。また、令和6年11月1日から令和8年10月31日までに保護観察対象者等を3か月以上雇用した場合は、雇用者1人につき2点を加点します。

※「保護観察対象者等」は、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象者とします。

⑦ 「認知症の人にやさしいお店・事業所」の認定を受けているもの（2点）

*令和8年10月31日現在において、(社)日向市社会福祉協議会の主催する認知症サポーター養成講座を受講し、認定された事業所に2点加点します。

(4) ペナルティ

① 市の指名停止歴

令和6年11月1日から令和8年10月31日までの期間に、市から指名停止通知を受けた場合、その指名停止の月数に応じて評価点を減点します。

<点数> 指名停止月数×▲20点

・同一案件で指名停止及び監督処分等が併せて行われた場合は点数の大きい方で減点します。

② 建設業法に基づく監督処分等歴

令和6年11月1日から令和8年10月31日までの期間に、監督処分通知を受けた場合、建設業法に基づく監督処分（指示処分・営業停止・一部業種に係る許可の取消処分）と建設業法第41条に基づく文書による指導及び勧告に応じて評価点を減点します。

<点数>	指示処分	1回につき ▲20点
	営業停止	1回につき ▲30点
	一部業種に係る許可の取消処分	1回につき ▲40点
	文書による指導及び勧告	1回につき ▲10点

・同一案件で指名停止及び監督処分等が併せて行われた場合は、点数の大きい方で減点します。

③ 市の入札参加資格取消

令和7年4月以降に、虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかとなり、資格の認定を取り消された場合は、評価点を減点します。さらに、資格を取り消された名簿掲載期間中に受注した市工事については、加点（市工事の工事成績）対象外となります。

<点数> 入札参加資格取消 ▲240点

3 等級要件

(1) 技術者要件

各業種のA等級については、令和8年10月31日時点において、3か月以上継続して在籍する有資格技術者の数が、次の要件を満たしていることが必要です。

なお、一級施工管理技士補は一級相当技術者とはなりません。

	A 等級
土木一式	有資格技術者 3名以上（うち1級相当 1名以上）
建築一式	有資格技術者 3名以上（うち1級相当 1名以上）
電気	有資格技術者 2名以上（うち1級相当 1名以上）
管	有資格技術者 2名以上（うち1級相当 1名以上）
舗装	有資格技術者 3名以上（うち1級相当 1名以上）
水道施設	有資格技術者 2名以上（うち1級相当 1名以上）

・代表者・役員を含みます。

・「①技術者の継続雇用状況」で技術者要件がこの要件を満たさない場合のみ、3か月以上6か月未満継続して在籍する技術者を確認します。

≪認定に必要な条件≫

ア 法人または従業員5人以上の個人事業所の場合（社会保険の加入義務がある事業所）
全国健康保険協会の運営する健康保険の被保険者、組合管掌健康保険の被保険者又は建設国保等の国保組合の組合員（扶養家族は除く。）であり（後期高齢者医療の被保険者については源泉徴収を受けている者）、かつ、雇用開始年月日が令和8年8月1日以前の者であること。

※被扶養者や社会保険等の未加入者については、加点対象となりません。

※国民健康保険の加入者は、加点対象となりません。

イ 従業員4人以下の個人事業所の場合

専従者又は事業主から3か月以上継続して源泉徴収を受けている者であること。

(2) 完工高要件

今回の経営事項評価数値の算定に用いた総合評定値通知書において、完成工事高（工事施工実績）がない業種については、総合数値にかかわらず、次回の定期等級格付の審査まで当該業種の最下級に区分します。

(3) 特定建設業許可要件

建築一式工事におけるA等級については、総合数値及び技術者要件に加えて、建築一式工事にかかる特定建設業の許可を受けていることが必要です。

(4) 昇級要件

- ① 新規申請（令和7年度及び令和8年度認定において、当該業種について資格認定を受けていない者を含む。）については、総合数値にかかわらず、次回の定期等級格付の審査までは当該業種の最下級に区分します。
- ② 令和7年度及び令和8年度認定における等級区分と比べて、今回2等級以上の昇級となる総合数値であったとしても、1等級の昇級にとどめます（定期認定で2等級以上昇進となる総合数値の場合は定期認定時に1等級昇進、追加認定時にさらに1等級昇進とします。追加認定時に別途申請は不要です。）。

なお、この場合は、定期等級格付時における総合数値及び格付基準をもって翌年4月1日の格付を行うものとしますが、3(1)の「技術者要件」、3(3)の「特定建設業許可要件」を満たしていない場合、及び3(2)「完工高要件」に該当する場合は昇級を行いません。

- ③ 前回の定期等級格付の審査から今回の等級格付の審査までの間に、市の指名停止処分又は「建設業法違反による監督処分」を受けた業者は、総合数値にかかわらず昇級を行いません（降級する場合は除く。）。

4 その他

(1) 準市内業者に対する技術等評価及び等級要件

- ・準市内業者の技術等評価数値（市評価数値）については、下記のみを算定対象とします。

2(4)－① 市の指名停止歴

2(4)－③ 市の入札参加資格取消

- ・準市内業者の等級要件についても、市内業者と同様に3(1)から(4)までの要件が適用されます。